

飯山市最低制限価格制度実施要領

令和 4 年 4 月 1 日 制定

令和 6 年 1 1 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。以下同じ。）及び飯山市財務規則（昭和 54 年飯山市規則第 5 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(対象となる入札)

第 3 条 最低制限価格制度の対象とする入札（以下「対象入札」という。）は、予定価格が 130 万円を超える競争入札に付する建設工事及び 50 万円を超える建設コンサルタント業務等とする。ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により市長が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

(建設工事の最低制限価格の設定)

第 4 条 建設工事の最低制限価格は、入札書比較金額の算出基礎となった額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が入札書比較金額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、入札書比較金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、最低制限価格は、入札書比較金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額から 10 分の 9.2 を乗じて得た額までの範囲内の額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすることができる。

(建設コンサルタント業務等の最低制限価格の設定)

第5条 建設コンサルタント業務等の最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、入札書比較金額の算出基礎となった額に同表①から④までの欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、測量業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは10分の8.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額とする。建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の場合にあっては、その合計額が、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超えるときは10分の8を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額とする。地質調査業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは10分の8.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たないときは3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額の合計額を適応することが適当でないと認められる場合には、測量業務の最低制限価格は、入札書比較金額に10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内と、建設関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務の最低制限価格

は、入札書比較金額に 10 分の 6 を乗じて得た額から 10 分の 8.1 を乗じて得た額までの範囲内と、地質調査業務の最低制限価格は、入札書比較金額に 3 分の 2 を乗じて得た額から 10 分の 8.5 を乗じて得た額までの範囲内の額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすることができる。

（最低制限価格の記載）

第 6 条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合においては、規則第 109 条に規定する予定価格調書（様式第 76 号）に記載するものとする。また、摘要欄には上限割合及び下限割合によって算出した金額を併せて記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第 7 条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合においては、次に掲げる事項を規則第 106 条に規定する入札の公告及び規則第 117 条第 2 項に規定する指名競争入札通知書に記載するものとする。

- (1) 政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格で入札をした者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。
- (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

（落札者の決定）

第 8 条 対象入札の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

（補則）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、この要領の施行期日以後に行う入札公告又は入札通知に係るものから適用し、同日前に入札公告又は入札通知を行うものについては、なお従前の例による。

（内規の廃止）

- 3 飯山市競争入札における最低制限価格の設定について（内規）（平成 22 年 5 月 25 日）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日 制定
令和 6 年 1 1 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。以下同じ。）及び飯山市財務規則（昭和 54 年飯山市規則第 5 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(対象となる入札)

第 3 条 最低制限価格制度の対象とする入札（以下「対象入札」という。）は、予定価格が 130 万円を超える競争入札に付する建設工事及び 50 万円を超える建設コンサルタント業務等とする。ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により市長が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

(建設工事の最低制限価格の設定)

第 4 条 建設工事の最低制限価格は、入札書比較金額の算出基礎となった額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が入札書比較金額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、入札書比較金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の ~~5.5~~6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、最低制限価格は、入札書比較金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額から 10 分の 9.2 を乗じて得た額までの範囲内の額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすることができる。

(建設コンサルタント業務等の最低制限価格の設定)

第5条 建設コンサルタント業務等の最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、入札書比較金額の算出基礎となった額に同表①から④までの欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、測量業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは10分の8.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額とする。建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の場合にあっては、その合計額が、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超えるときは10分の8を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額とする。地質調査業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは10分の8.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たないときは3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の 4.8 5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の 4.8 5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の 4.8 5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の 4.5 5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額の合計額を適応することが適当でないと認められる場合には、測量業務の最低制限価格は、入札書比較金額に10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内と、建設関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務の最低制限価格

は、入札書比較金額に 10 分の 6 を乗じて得た額から 10 分の ~~8~~ 8.1 を乗じて得た額までの範囲内と、地質調査業務の最低制限価格は、入札書比較金額に 3 分の 2 を乗じて得た額から 10 分の 8.5 を乗じて得た額までの範囲内の額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすることができる。

（最低制限価格の記載）

第 6 条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合においては、規則第 109 条に規定する予定価格調書（様式第 76 号）に記載するものとする。また、摘要欄には上限割合及び下限割合によって算出した金額を併せて記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第 7 条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合においては、次に掲げる事項を規則第 106 条に規定する入札の公告及び規則第 117 条第 2 項に規定する指名競争入札通知書に記載するものとする。

- (1) 政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格で入札をした者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。
- (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

（落札者の決定）

第 8 条 対象入札の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

（補則）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、この要領の施行期日以後に行う入札公告又は入札通知に係るものから適用し、同日前に入札公告又は入札通知を行うものについては、なお従前の例による。

（内規の廃止）

- 3 飯山市競争入札における最低制限価格の設定について（内規）（平成 22 年 5 月 25 日）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。